

宮崎労発基 0824 第 5 号
平成 30 年 8 月 24 日

貨物自動車運送事業者 各位

宮崎労働局長



「平成 30 年度 貨物自動車運送事業 過労運転等撲滅運動」の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、労働行政の推進につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業については、全国的にも長時間労働に起因する重大な交通労働災害、過重労働により過労死等に係る労災請求事案が後を絶たない状況にあり、平成 29 年の宮崎県内における全産業の平均年間総実労働時間は、1,784 時間（全国は 1,721 時間）であるのに対し、運輸業・郵便業は 2,221 時間（同業種の全国は 2,078 時間）と全産業の総実労働時間を大幅に上回っています。

また、県内における道路貨物運送業の労働災害（休業 4 日以上）の発生状況をみると、平成 28 年が 120 件（全産業 1,332 件）、平成 29 年が 114 件（同 1,298 件）と全産業の約 1 割を占めており、高止まりの状況となっております。

このような状況に鑑み、本年も過労運転による労働災害防止等に対する事業者等の積極的な取組を促進するため、秋の全国交通安全運動期間を中心とした平成 30 年 9 月 21 日（金）から 10 月 20 日（土）の 1 か月間に、『時間と心にゆとりを持って、しない させない 過労運転』をスローガンとして、九州運輸局宮崎運輸支局、宮崎県警察本部、一般社団法人宮崎県トラック協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部及び宮崎労働局が連携して、「貨物自動車運送事業 過労運転等撲滅運動」に取り組むこととしました。

貴事業場におかれましては、実施要綱 8 の（1）に記載の各項目を実施することにより、過労運転等の防止に努めていただきますようお願いいたします。

なお、本運動に係るポスターを送付しますので、事務所等で掲示していただき、本運動の推進にご活用いただきますようお願いいたします。